

職業相談確認票（練馬区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）

フリガナ
氏名
住所
電話番号

○以下のいずれかに記入してください。
【公共職業安定所に求職申込みした場合】
登録日 年 月 日 求職番号
【練馬区が適当と認める職業紹介窓口を利用した場合】
申込日 年 月 日 窓口名称

相談日	窓口 確認欄	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()

- ※ 公共職業安定所または練馬区が適当と認める職業紹介窓口において支援を受けた場合は、担当者から所要事項を記入してもらった上で返却してください。電話相談を行った場合は、担当者の部署・氏名を確認し、記入してください。（1月に最低2回以上の支援実績を記入すること。）
- ※ 公共職業安定所において公的職業訓練（公共職業訓練・求職者支援訓練）の相談を行った際、安定所担当者は特記事項欄の該当部分に○をしてください。また、公的職業訓練を受講中の場合は、訓練受講をもって求職活動（職業相談等の支援）とみなします。
- ※ 本票は紛失しないよう注意してください。
- ※ 公共職業安定所または練馬区が適当と認める職業紹介窓口の記入・確認を受けた本票は、練馬区に提出してください。